

社会基盤 ME 養成講座（愛媛大学 履修証明プログラム）の厚生労働省助成金申請について

- 以下の認定により、本講座は平成 31 年度講座から助成金の申請が可能となっています。

文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定済み ⇒ 平成 29 年 4 月以降の課程厚生労働省「専門実践教育訓練」の認定済み ⇒ 平成 31 年 4 月 1 日付で指定

※専門実践教育訓練指定番号 3810022-1910011-4

- 該当する助成制度とコース

①人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練；受講料を会社から支払う場合

②教育訓練給付制度 専門実践教育訓練給付金；受講料を個人で支払う場合

※それぞれの対象者に応じて、①か②を選択してください。

「雇用保険の被保険者」の場合は、①が申請するコースです。

①人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

パンフレットURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001477165.pdf>

2 助成額・助成率 （ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) 70%※2	60% (45%) 85%※2	—	—
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練※3	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	—	—
		OJT	—	—	—	—	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
	② 教育訓練休暇等付与コース		—	—	30万円	36万円	—	—
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	—
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円※4	—	75%	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	—	—	60% (45%)	75% (60%)	—	—
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	—	—	45%	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度		1,000円※5 (800円)	—※5 (1,000円)	20万円	24万円	—	—
	教育訓練短時間勤務等制度		—	—	20万円	24万円	—	—
④ 事業展開等リスケリング支援 コース 令和4年12月～※7		OFF-JT	1,000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	—

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助
※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者
に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

②教育訓練給付制度 専門実践教育訓練給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

パンフレットURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001155029.pdf>

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 80% 【年間上限64万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 最大で受講費用の 70% (年間上限56万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程 (法科大学院、教職大学院、MBA など) ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）

■ 申請手続きの詳細について

問合せ先：愛媛労働局助成金センター 担当（清水さん）、089-987-6370

■ 手続きの流れ

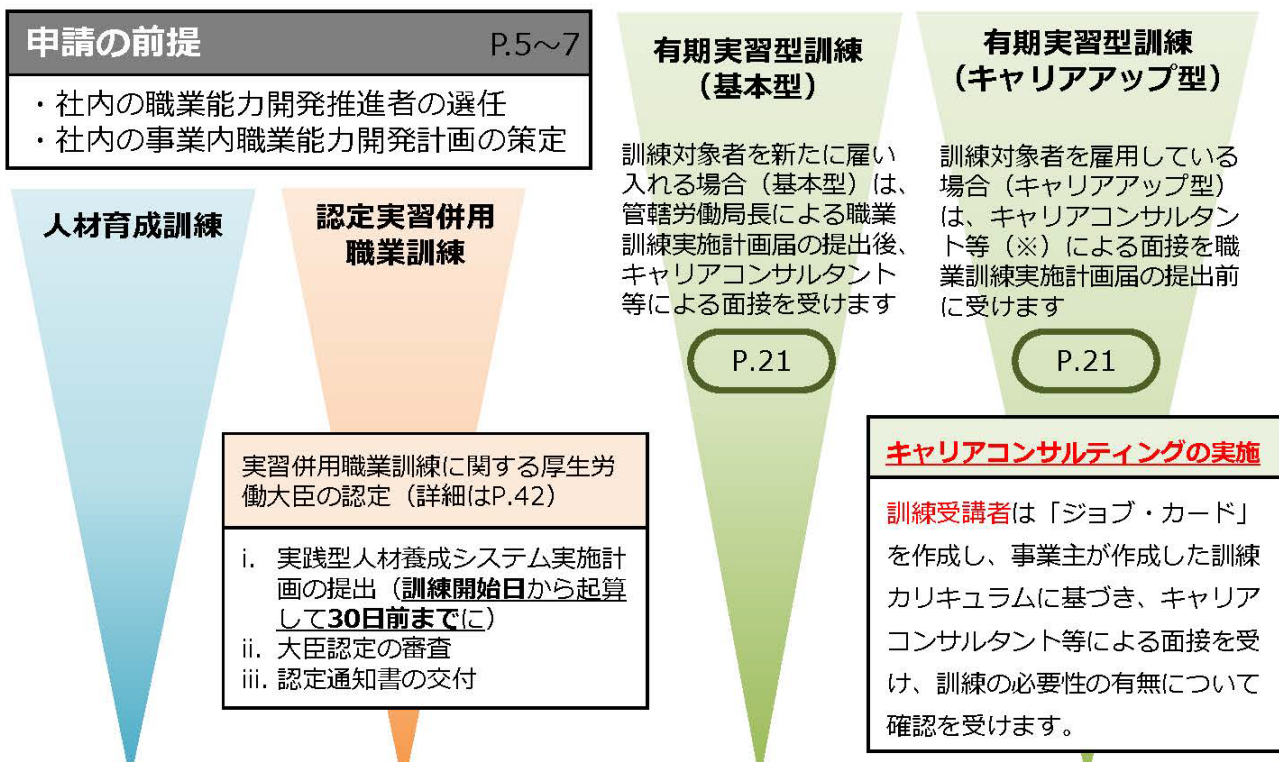
「人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練」の場合、申請手続きの流れは以下の通りです。

（令和 7 年度版パンフレット

“人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のご案内”より抜粋）

※訓練開始日から起算して 1 か月前までに必要書類の提出が必須です。

Ⅲ-1 手続きの流れ



① 訓練計画の提出

- 「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」などの作成
- 訓練開始日から起算して6か月前から1か月前までの間に「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」と必要な書類（P.47~48参照）を各都道府県労働局へ提出（**申請手続きは雇用保険適用事業所単位**）。

※ 計画の内容に変更がある場合は変更届の提出が必要です。（P.49）

② 訓練の実施等

人材育成訓練	認定実習併用職業訓練	有期実習型訓練
● 部内・部外講師によって行われる事業内訓練等を実施、または、教育訓練施設で実施される事業外訓練等を受講	● 企業内におけるOJTと教育訓練機関等で行われるOFF-JTを受講 ● 訓練終了後に「ジョブ・カード様式3-3-1-1職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用）」により対象者の評価を実施 ● 有期実習型訓練の場合は、支給申請までに訓練受講者を正規雇用労働者等に転換	

※ 訓練に係る費用（P.41~42参照）は支給申請までに支払い終えている必要があります。

③ 支給申請書の提出

- 訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書（様式第4-1号）」と必要な書類（P.51~54参照）を労働局に提出

④ 助成金の支給決定または不支給決定

支給審査の上、支給・不支給を決定（審査には時間を要します）

※ 令和7年度以降は、計画提出時・支給申請時の申請項目及び添付書類の削減・整理・統合に伴い、**助成金の支給又は不支給の決定に係る審査は、支給申請後に一括して行うこととなりました。**
 なお、計画届を提出したことをもって、助成金が確実に支給されるものではありません。